

新入会員の言葉

「学校図書館における貸出記録の消去について」

沖縄県 山口真也

学校図書館問題研究会の「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の中に、読む自由を保障するためには、貸出記録が残らない方式を用いるべきであると記されています。しかし、私は、こうした発想を持つ学校図書館員は少ないのではないかという疑問を持っています。

もちろん、学校図書館の中には、ブラウン式を導入しているところもあるようですが、コンピュータ式では、ひとまず貸出記録を他人に見られることはありません。実際に、私が沖縄県で実施した調査では、ブラウン式の高校図書館 1 館以外は、貸出記録を返却時に消去している図書館はなく、年度内、在学期間、または無期限に貸出記録を残していることが分かりました。「学校図書館先進地域」と言われている沖縄県でこうした状況であるならば、他府県でも同じような状況なのではないでしょうか。

話は変わりますが、この間、情報工学専攻の方と貸出方式をめぐって議論になりました。その方は、図書館は個人の貸出履歴をもっと活用すべきだという考えを持っており、商品購入履歴をプロフィールとして利用し、お薦め商品を自動的に紹介するようなマーケティング技術(例: Amazon)を OPAC にも活用すべきだと仰っていました。私は「情報が漏洩しないシステムなどはない」「記録が残らないからこそ、自由に読書を楽しむ」など反論しましたが、彼曰く、情報が漏洩しても解読できないシステムを作ることは不可能ではなく、サービスを選択できる(記録を残したくない人は自分でデータを消す)方式にすれば、問題はクリアできるということでした。議論は平行線のまま終わったのですが、外の人から見ると、図書館人の考えは不可解に見えるのかなぁと思いました。

現在、私は、「学校図書館における貸出記録の消去」をテーマとして研究を進めています。会員の皆さんと議論できることを楽しみにしております。